

公益社団法人 日本図書館協会 図書館情報学教育部会

会 報

第 117 号

2017（平成 29）年 4 月 27 日発行 編集・発行 図書館情報学教育部会

目 次

2016 年度 第 2 回研究集会報告（2017 年 2 月 25 日（土）開催）	2
テーマ：学校図書館専門職員養成	
報告（1） 文部科学省報告書『これからの学校図書館の整備充実について』の目指すもの （堀川照代 青山学院女子短期大学）	2
報告（2） 学校図書館専門職の養成 ～白百合女子大学における学校司書養成プログラム開設を中心に～ （今井福司 白百合女子大学）	3
報告（3） 学校司書養成に向けた「モデルカリキュラム」の具体的検討 ～「学校図書館サービス論」を中心に～ （稲井達也 日本女子体育大学）	4
質疑応答	6
閉会の挨拶「閉会の挨拶に代えて、申し上げたいことがありますて・・・」 （小田光宏 部会長）	10
参加者の感想「モデルカリキュラムを活かす」 （篠原由美子 松本大学）	11
「学校図書館の充実を担う！」 （長岡絵里佳 鳥取短期大学）	12
参加者のアンケートから	12
2016 年度 臨時活動部会総会議事録	14
第 30 期（2017-2018 年度）部会長選考結果の報告 （村上泰子 図書館情報学教育部会会長選考のための委員会委員長）	15

2016年度 第2回研究集会報告

2016年10月に「これからの学校図書館の整備充実について（報告）」が公表された。同報告では、学校司書の資格・養成の在り方について、「学校司書のモデルカリキュラム」を含む提言がなされた。本研究集会では、図書館情報学カリキュラムや司書課程・司書教諭課程等を設置する大学などで、今後、モデルカリキュラムを運用していく上での実際的な方途を検討する。

<報告(1)>

文部科学省報告書『これからの学校図書館の整備充実について』の目指すもの

堀川照代

(青山学院女子短期大学)

本稿は、調査研究協力者会議元座長という立場を踏まえて、2017年2月の研究集会で述べたことをまとめたものである。

1. 協力者会議設置の経緯

文科省「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」（2015.8～2016.10）は、「学校図書館の運営に係る基本的な視点や、学校司書資格・養成等の在り方に関して、関係者が共有するための一定の指針を得るため」という趣旨のもとに設置され、その報告書（以下2016年報告書）には学校図書館ガイドラインと学校司書のモデルカリキュラムが含まれた。

学校司書については近年、著しい動きがある。2013年設置の「学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上に関する調査研究協力者会議」の報告書（以下2014年報告書）では、学校図書館担当職員の職務が、間接的職務、直接的職務、教育的職務と3つに分けて説明された。2014年6月には学校図書館法が改正され、第6条「…司書教諭のほか…専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。」が追加された。また「附則」には「国は…学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と記されており、この流れのなかで冒頭の協力者会議が設置されたのである。

2. 学校図書館ガイドライン

協力者会議設置の趣旨にも即し、また、学校図書館の全国的格差が大きいというヒアリングでの指摘にも対応するものとして学校図書館ガイドラインが作成された。学校図書館の運営上の重要な事項についてその望ましいあり方を示すもので、10月発表の報告書では「…努める」という文末が、11月の文科省発表のものには「努めることが望ましい」という文末に変わったことは残念ではあるが、1959年発表の「学校図書館基準」以来の指針として意義がある。ガイドラインは、学校図書館の目的・機能、運営、利活用、学校図書館に携わる教職員等、図書館資料、施設、学校図書館の評価、の項目で構成されている。



堀川照代氏

3. 学校司書のモデルカリキュラム

学校司書のモデルカリキュラムについては、協力者会議の下部組織として作業部会を設けて検討した。学校司書の配置は義務ではない上に、「学校司書を採用する際の採用条件として34.6%の地方公共団体が資格や経験を求めていると

いう現状も踏まえると、現状において学校司書に何らかの資格を全国的に一律の義務付けを行うことは困難であると考えられる(2016年報告書)ため、「資格」ではなく養成のためのモデルカリキュラムを作成することとなった。

作業部会では、まず、2014年報告書に示された学校司書の2つの専門性、①学校図書館の「運営・管理」に関する職務に携わるための知識・技能、②児童生徒に対する「教育」に関する職務に携わるための知識・技能に挙げられている各項目について確認し、どのような科目が必要かを検討した。それらの科目と現在開講されている司書資格科目、司書教諭資格科目、教員免許科目のうちで内容が重なっているものを読み替え可能として12科目24単位のモデルカリキュラムを作成した。これが親会議である協力者会議や文科省内調整を経て、最終的に10科目20単位となった。これらの科目は読み替え可能(条件付読み替えもある)なものも多く、学校司書独自の科目としては「学校図書館サービス論」のみである。読み替え可能科目が多いなかで、いかに学校司書独自の視点・内容を担保するかが課題である。

4. 今後に向けて

研究集会では、2017年度から少なくとも3大学がモデルカリキュラムを実施することが報告された。今後、学校司書のモデルカリキュラムの実施状況を調査し、学生の履修状況やカリキュラム内容、担当者等について情報交換をしながら実効性のあるものにしていく仕組みが必要である。また、ここ数年は学校司書に焦点が絞られてきた観があるが、実は、司書教諭の職務は1963年以来明文化されていない。学習指導要領が改訂されるなか、学校図書館活用をカリキュラムに位置づけ学校全体で教科横断的に情報リテラシーを育成していくべき司書教諭の役割が教育界において理解されていない。学校司書に関して一定の枠組みができた今、司書教諭のリカレントと養成、そして司書教諭と学校司書の協働についてさらに検討しなければならない段階にあると思う。

<報告(2)>

学校図書館専門職の養成

～白百合女子大学における学校司書養成プログラム開設を中心に～

今井福司

(白百合女子大学)

1. 白百合女子大学の司書・司書教諭課程の状況

白百合女子大学は文学部と人間総合学部の2学部、6学科体制で教育を提供している。

司書課程、司書教諭課程は学部からは独立した基礎教育センターに所属しており、専任教員2名で運営している。司書課程は1983年に開設し、毎年50名程度の受講がある。ただし近年の資格人気か来年度については80名から100名程度の受講が見込まれる。司書教諭課程も1983年に開設、各学年5名から10名程度の受講であるが、近年司書教諭の資格を取ろうとする受講生は減少している。なお、現在のところ、司書課程科目、司書教諭講習相当科目はともに毎年全科目開講できている。

司書課程は2年次進級時に申し込みを行う。司書課程の説明会は1年次の11月に開催。説明会の1週間後に行われる司書課程講演会(公共図書館司書による業務に関する内容の講演会)を受けて、講演に関するレポート及び申込書を提出したものが受講できるようにしている。一方、司書教諭課程は3年次進級時に申し込み。申し込みの条件は教員免許状取得中であることのみ。事前ガイダンスの機会はなく、希望者全員が受講できる体制となっている。



今井福司氏

2. 学校司書カリキュラムの養成可能性について

白百合女子大学では、モデルカリキュラムについて制度を作るかどうかをこれから議論する段階である。ただし、司書・司書教諭に関する科目を全科目開講していることから、1から全て作るよりはハードルが低い状況である。

3. 学校司書モデルカリキュラムについてのインパクト

本件に関する発表者の見通しとして、司書・司書教諭課程を両方設置できている大学では、モデルカリキュラム相当の科目を設置する方向が進んでいくと思われる。なぜなら設置に関わるハードルが低いからである。一方で、発表者は司書教諭のみを開講していた大学が、学校司書モデルカリキュラムを開校できないことでメリットが少ないとして、撤退してしまうのではと危惧している。それによって、学校図書館のことを扱う大学が減ってしまったら、今後のことを考えるとマイナスだと考える。

この問題を考える上では、2018年問題に端を発する大学受験者数の確保のためにこうしたカリキュラム設置をしたという(1)大学経営上の問題、(2)一部に見られる司書教諭取得者減少傾向に対する歯止めの役割といった観点は見落とすことができない。一方で本資格が様々な科目の寄せ集めではないかという(3)養成の是非、(4)就職に結びつか分からない内容を扱うべきかと言う問題も、あらかじめ視野に入れておく必要があるだろう

いずれにせよ、複数の課程が関与することから、各大学での対応については早めの対応を行う必要があるだろう。

<報告(3)>

学校司書養成に向けた「モデル・カリキュラム」の具体的検討

～「学校図書館サービス論」を中心に～

稲井達也

(日本女子体育大学)

1. 問題意識

「学校図書館サービス論」では、これまでの学校図書館学の知見を基盤として、教育改革の現状や学校教育の実践的な知見を取り入れながらカリキュラムを構築する必要がある。

提示されたモデル・カリキュラムを考えるに当たっては、次の点を指摘しておきたい。第1に、学校司書の専門性を高めることにより、学校教育における必要性への認識を高める必要があること、第2に学校教育独自の制度や仕組み、学校文化や教員文化の最低限の理解が必要であること、第3に、今日の学校教育が抱えている課題についての最低限の理解が必要であること、第4に、他の教職課程の科目で学校教育の理解を担保するのは、受講者には負担増に繋がり、非効率的であること、第5に司書教諭養成科目との棲み分けをどうしていくか、という点である。

2. 「学校図書館サービス論」の「ねらい」として示されたこと

「学校図書館における児童生徒及び教職員へのサービスの考え方や各種サービス活動についての理解を図る。」とあるが、教育臨床の場で「サービス」という概念はなかなか馴染まないため、実践の場と学校図書館学の段差の一つになっている。学校図書館に焦点を当てた場合、「サービス」という概念には多義性もある。サービス概念をどのように教育の場に浸透させていくかを考えるにあたっては、学校という日々の実践の場に学校司書はどのように関わるかという視点がとても大切である。当然のこととして司書教諭にも必要な内容である。また、既存の司書教諭養成科目と重複することは避けられない。

3. 「学校図書館サービス論」モデル・カリキュラムに提示された内容に即して

「学校図書館サービス論」として示された10点は、大きくは次のように2つに分けることができる。

- | |
|---------------------------|
| ○ 学校図書館マネジメントの視点による教育内容 |
| 1) 学校図書館サービスの考え方と構造 |
| 2) 学校図書館の環境整備 |
| 3) 学校図書館の運営 |
| 10) 広報・渉外活動 |
| ○ 児童生徒、教員への関わり方の視点による教育内容 |
| 4) 学校図書館利用のガイダンス |
| 5) 資料・情報の提供 |
| 6) 児童生徒への読書支援 |

- 7) 児童生徒への学習支援
- 8) 特別の支援を必要とする児童生徒に対する支援
- 9) 教職員への支援

モデル・カリキュラムを考える場合、次の6点を視座として教育内容を考える必要がある。

1. 学校図書館の視点に立った教育課程の理解
2. 社会に開かれた教育課程の視点に立った学校図書館経営の理解
3. 「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った学校図書館を活用した新しい学びの理解
4. ICT活用の視点に立った学校図書館による学習支援の理解
5. 多様性を尊重する視点に立った児童生徒の一層の理解
6. カウンセリング・マインドの視点に立った学校図書館の役割の理解

一例として、次期学習指導要領の改訂に向けて中央教育審議会の答申に示された「2. 社会に開かれた教育課程」と「3. 主体的・対話的で深い学び」に関連した教育内容案を示す。

2. 社会に開かれた教育課程の視点に立った学校図書館経営の理解

10) 広報・渉外活動

- ・カリキュラム・マネジメントによる「社会に開かれた教育課程」の実現
- ・教員以外の専門スタッフの参画
 - ・例 学校司書 部活動指導員
- ・コミュニティ・スクールの推進
- ・地域学校協働活動
- ・地域の人的・物的資源の活用、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携の推進

3. 「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った学校図書館を活用した新しい学びの理解

2) 学校図書館の環境整備

- ・本を読む場所から「対話的に学び合う場」への学校図書館像の転換
- ・ハブ、ラーニング・コモンズとしての学校図書館
 - ・学校図書館でグループやクラスで学び合う授業
- ・読書活動の推進、学習支援に資する学校図書館の環境整備
- ・将来的には欧米の学校図書館のように Wi-Fi、ネットワー

ク環境の整備による学習支援システムの構築と PC、タブレット端末の活用による学びへの支援

5) 資料・情報の提供

- ・情報ファイルやパスファインダーの提供
- ・レファレンスや取り寄せ等のサービス

7) 児童生徒への学習支援

- ・教育改革の概要
- ・PISA 調査 2015 の結果と課題
- ・新しい学びと資質・能力の育成
- ・学校図書館を活用した「主体的・対話的で深い学び」
- ・図書館資料を教材、学習材として捉える視点
 - ・授業担当者への支援
 - ・言語活動の充実
 - ・「言語活動の充実」との違い

6) 児童生徒への読書支援

- ・読書会、ブックトーク、ビブリオバトルなどの対話的な読書活動
- ・朝の読書や並行読書の支援

「2. 社会に開かれた教育課程」の推進の過程では、地域社会・保護者の連携・協働による活動が一層重要になり、学校図書館もその役割を担うことへの理解が求められている。

4. まとめ

以上のことから、「学校図書館サービス論」では、学校図書館サービスは、教育課程の具体的な理解、児童生徒の理解の上に立つという認識を促す必要がある。また、学校図書館の運営は、校種ごとの学校組織の仕組み、学校文化・教員文化を理解しないとうまく運営できないということに対する理解を促す必要がある。



稲井達也氏

次期学習指導要領の改訂を見据え、「主体的・対話的で深い学び」の推進によって変化していくことになる学校教育と学びについての理解を促す必要も大切な視点である。さらにいえば、今日学校では多様な生徒が学んでおり、学校図書館は当該児童生徒に配慮するとともに対応する必要があることへの理解を促す必要がある。

学校教育上の喫緊の課題を含めて、学校図書館サービスという視点から、教育支援を幅広く捉えることにより、学校司書の資質・能力の向上を図るための実践的な知識の習得を志

向することができる。

他の「学校図書館の運営・管理・サービスに関する科目」、「児童生徒に対する教育支援に関する科目」と明確に内容を分けるのは難しい。

教育実践学的な知見、例えば臨床教育学としての教科教育法の知見を取り込み、学校現場の実情に見合う教育内容としてより一層整理していく必要がある。

質疑応答 (敬称略)

司会：三浦太郎

質問：協力者会議の報告において「校長を図書館長に」など、学校図書館における校長のリーダーシップを強調した意図と、それから学校教育にPDCAサイクルによる評価を持ち込むことの妥当性について補足等いただきたい。

堀川：学校は校長をトップとする教員の社会であり、校長が学校図書館に理解を示すことがまずは必要。茅野市の教育委員長の実践報告に校長が学校図書館長として指名されているというのがあった。校長の理解がないと司書教諭の軽減措置もできない。PDCAサイクルは評価をきちんとしなくてはいけない。学校評価のなかに学校図書館も含め、評価を公表するということ。

質問：文科省に確認したところ、学校司書は資格という言葉は使わないで欲しいと言われた。資格として制度化する可能性はあるのか。モデルカリキュラムを履修した学生は履歴書等にどう書けばよいのか。学校図書館法の施行規則として、学校司書のモデルカリキュラムを明記してもらうための取り組みは行われるのか。学校司書モデルカリキュラム科目履修証明書を発行する計画だが、そのような方向性でよいのか。

堀川：学校司書が後に資格として制度化されるかどうかは私には答えられない。文科省がどう考えるか。今回つくづく感じたのは学校図書館法が、議員立法だということ。議員たちの強い押しがなければここまで形にはならなかった。だからこの資格についても、私たちが何を望み、誰にどう働きかけ、

その力が文科省を動かすかどうか。これからどう動いていくかには私たちの動きも大きく関わっている。

履歴書にどう書くべきかも、私が答えるべきではない。教育部会とか学会で、皆さんのなかでこういうようにしましょうとか、あるいはもっと文科省に働きかけましょうということで、世の中が進んでいくと思う。モデルカリキュラムを実施する、履修の認定証はそれぞれ大学に任されているということなので、うちではこうしますとか、図書館情報学会で話し合いをするとか、この先少しずつ共有されることを望んでいる。

今井：うちでは在学生在が卒業する時には、司書免許状を公印付きで出している。これと同等のものがカリキュラム修了という形で、免許や資格という言葉は使わないが、紙は出せると思っている。資格ではないので履歴書に書けないというのは誤解がある。大学ごとにプログラム認定修了とか修了証を出して、履歴書に書きなさいと指導しているところもあるだろう。ただ、それが就職の時にどのくらい有効なのかは、引き続き考えていく必要がある。

稲井：各大学でこの科目をできるだけ開設して実績作りをしつつ、国会議員に働きかけていただけたらと思う。

質問：協力者会議による「学校図書館ガイドライン」を作成するにあたって、国際的な視点が取られているのかどうか。IFLAの「学校図書館ガイドライン」のなかで参考にされた

点はあるのか。このガイドラインにおける学校図書館の評価について、学校目線のアウトプットと児童目線のアウトカムについてご教授をお願いします。

堀川: 個人的には IFLA のガイドラインは参考にし、事務局には渡した。実際にどこを取り入れたというには使っていない。

評価についてだが、アウトプットである学校目線の成果としては、例えば貸出冊数、利用状況とか、学校図書館を使った授業がどのくらいあったか、などが挙げられる。能力との関係までいけばよりよい。児童生徒目線のアウトカムは子供たちの満足度なので、学校図書館が使いやすいか、居心地がよいか、から始まって、必要な資料がどれほど入手できたか、レファレンスで質問に対しどの程度の満足度が得られたかなどが挙げられる。

質問: 教育内容について、校種別の学校図書館サービスや発達段階に応じた参考図書に対する配慮が必要ではないか。校種別のカリキュラムの組み方について聞きたい。

稲井: 校種ごとのケーススタディは必要だが、分ける必要はない。今はむしろ小中一貫教育や幼保連携、幼保小学校連携など、学校をまたいだ連携教育が一層進むので、それぞれのケーススタディは必要だが、それをどうつないでいくかという視点を盛り込んでいく必要がある。

今井: モデルカリキュラムなので、これ以上の科目を取ってはいけないというものではない。例えば学校によっては教職課程が小学校と中高に分かれているところもあるので、そのどちらも取らせるという方法もある。そもそも「学校経営と学校図書館」や「学習指導と学校図書館」が校種別のお話を扱うべきで、現状のように小学校の話だけで 15 回終わるのが問題で、そちらの科目を見直すべきである。

堀川: 校種別の学校司書のカリキュラムというのはとても煩雑で、現実的にそこまでできない。全体を見ながらそれぞれの発達段階を押さえていくことが必要だ。それぞれの科目のなかで発達ごとに押さえられれば一番いいと思う。実際に作業部会、協力者会議のなかで司書教諭の科目についても再度検討がしたいという話をしながら、学校司書の科目の話をしてきた。

質問: 学校司書のカリキュラムを司書・教職・司書教諭のカリキュラムの中に設置する場合、「学校図書館サービス論」

を司書科目の選択科目として位置づけることは可能か。この科目を選択科目の「図書館サービス特論」として設置できるか。同じ科目を「図書館サービス論」と読み替えることは可能か。

「学校図書館情報サービス論」は司書教諭科目の「情報メディアの活用」と読み替えたほうが適切と思うが、どうか。司書教諭科目は教職課程受講者しか受講できないことになっている。同じ科目を同じ名前で学校司書科目として設定してもよいのか。

修了認定は各大学で出すことになると思うが、もし転居等で続けられなくなった場合、残りを他大学で受講できるか。

堀川: 「学校図書館サービス論」を司書科目の選択科目の「図書館サービス特論」「図書館基礎特論」のなかで開講することはできる。同じ科目を「図書館サービス論」と読み替えることはできない。「学校図書館情報サービス論」を司書教諭科目の「情報メディアの活用」と読み替えることは考えていなかった。科目のねらいと内容を見てほしい。学校司書独自の立場の内容である。

今井: 学校の教務課に相談した方がいい。教務課からまづ NG が出る。学校の課程審査の際に同一科目が別科目において別内容というのは問題が起りやすい。間違えて履修する学生が必ず出るので避けたほうがいい。何かしら名称を変えたほうがいい。教職関連の授業について本学は教職課程受講者しか受講できない。例えば、教職課程の中からモデルカリキュラムについての科目のみ取得させようとするなら、「つまみ食いするのか」と批判されるかもしれない。学内の教務課やカリキュラム担当者とは仲良くしたほうがいい。勝手にプログラムを作って、決済が下りなかったら悲劇である。

修了認定は各大学で出すことになると思うが、もし転居等で続けられなくなった場合、残りを他大学で受講できるか。これは司書課程については、うちでは読み替え措置をして、履修したことにする。大学ごとの方針によるが、他大学の履修証明書を持ってきてもらって、読み替えをしている。各大学でどうやって話を通したのか、各大学担当者のノウハウ集を作りたいくらい頭を抱えている。

質問: 現職の学校司書にどのようにモデルカリキュラムを受講していただくかということについて考えを聞きたい。

稲井: 今、全国の色々な都道府県の教育委員会によって少し

ずつ、学校司書の研修や、学校司書と司書教諭が一堂に会して行う研修会などが始まりつつある。(モデルカリキュラム修了を) 採用の要件にすると進まないと思う。拠点となるような地域の大学が一生懸命宣伝して、教育委員会と連携するなどしないと、なかなか現職の方が進んで受講することは、よほど意識が高い方でないと難しい。地域の国立大学などが教育委員会と連携して、受講を促す仕組み作りをしていく。そういう条件整備をしていかないと、現職の方の受講はなかなか進んでいかない。



質疑応答の様子

今井: 多分、現職経験をどうカウントするかとか、そういう話が出てくると思う。現在関わっている大学で進めるならば、現職経験というのは考慮できず、今まで取った科目を素直に出していただく形で取り直しになる。卒業生が来てもそういう対応をする。これには理由がある。今回、モデルカリキュラムには現職経験的なところが一切入っていないから、読み替えることがこの時点ではできない。この段階では単純に言えば、司書課程で今まで取ってきた科目の一覧を出してもらって、足りない分を全部取ってもらう。現職経験が加味されないのがまずいということであれば、関係者一同話し合っ、働きかけていくしかない。一方で、学生の方からは、学校図書館に勤めたいが、どういう資格が必要なのかというニーズが挙がってきているのは確かなので、担当者としてはそちらに早急に対応したい希望がある。

堀川: 作業部会の中で現職の学校司書に対し、移行に際して何か特別な措置をするのかという話も出た。しかし司書教諭が、学校図書館の経験何年で科目を取らなくてすむということをやってきた。その結果が今なんだ、ということで、経験

を何かに振り替えると言うことは考えないということになった。そしてこの現職の学校司書に対しては、それぞれの大学の考えによるものだと思う。

質問: 今井先生は、お話では司書教諭課程の学生が減ることを危惧されていたが、司書課程の学生が学校司書と司書の両方を履修せずに片方だけ受講し、分散して履修者が減ってしまう可能性は白百合では懸念されていないか。例えば、司書課程の学生しか学校司書課程を受講できないようにして履修者を減らさない方策を考えているか。

今井: 個人のアイデアとして受け止めていただきたい。気をつけなければいけないのが、学校司書カリキュラムというのが、司書と司書教諭のつまみ食いになってはいけないということ。質問とは別の観点なのだが、そもそも学校司書だけで、私は就職できると全く思っていない。むしろ司書資格とセットにしていくべきだと思っている。例えば県採用の司書で、公共にも学校にも行く可能性もある司書として取るところであれば、司書と学校司書両方取っていないと役に立たない。とりあえず、司書を取っている人が追加で取っているという形にしないと、多分学内の先生たちの意見も突破できないだろうと思っている。司書教諭の課程が減ってしまうのではないかということへの方策として、大学の他の学科の選択科目に設定してもらうなどすれば、人数は減らないだろうと思っている。

質問: 今回の研究テーマでは、学校図書館専門職員の資質・能力や役割を検討し、現存の司書教諭に何が不足しているのかを分析し、別の役職の人が必要なのかを検討するという手順が進めたらと思うが、今回の報告を含め全体の議論が「学校司書」を前提としている気がする。協力者会議等で議論されたことがあれば教えて欲しい。学校現場で事務職として「学校司書」を正規・専任として配置することは困難に思うがどうか。

堀川: 全体の議論が「学校司書」を前提としている気がするというのは、私は違うと思う。ただ、2013年と2015年に立ち上がった協力者会議のテーマ、検討事項が、学校司書、学校図書館担当職員と求められたので、この報告書は学校司書について書いてある。前回は今回の協力者会議でも、司書教諭の話をもっとしなくてははいけないという話が出ている。ただ、それをする時間が無い。今回は学校司書が検討事項だと

いうことで話ができなかった。だから、学校図書館を担当するのが学校司書と前提としているということではない。現存の司書教諭に何が不足しているのかを分析し、別の役職の人が必要なかを検討するという手順で進めたらというのは、確かに考え方としてはある。これは私見だが、別の役職の人がという議論は、学校図書館法が2014年6月に改正されるまでのところ色々行われていた。でもやっぱりそうだとお考えの方がいたら、その議論を強めてどこかに働きかけるといことがあっても構わない。正直言ってゼロから、新しいところから学校図書館の担当者のことを考えようというような議論の進め方ならやりやすい。歴史を踏まえて、現実があって、それでどうするか。学校司書が明文化されるときに色々議論があったなかで、色々な思いもあった方もいらっしゃると思う。だが2014年6月に一部改正になった、その現実を踏まえての協力者会議ということでご了解いただきたい。そして是非私としては司書教諭についても一度きちんと、職務および養成について話し合う場を作っていたらと思っている。

質問：2017年度からモデルカリキュラムを開始される大学があれば、大学名を教えてください。

堀川：モデルカリキュラムを検討するなかで、愛知淑徳大学が2016年度からSMS、スクール・メディア・スペシャリストのプログラムを実施しているということを文献で見た。配付資料に載っている文献である。

三浦：筑波大学や青山学院大学、亜細亜大学では2017年度から開講予定というお話はうかがっている。

質問：司書課程の特論科目で学校図書館サービス論ができるのは分かっている。白百合では司書課程科目の上に学校司書カリキュラムを載せるといっていたが、司書課程の選択科目（特論）を転用しない理由を教えてください。

今井：図書館サービス特論をすでに開講している。

質問：では図書館基礎特論での開講は可能なのではないかと。

今井：気をつけなければいけないのは、基礎特論は原則司書科目の基礎科目の特論なので、学校図書館を扱うのは大変である。文科省にカリキュラムの認定申請を出すと分かるが、特論はその科目群の内容が8割含まれていないとカリキュラムチェックに引っかかって書き直しになる。図書館サービス特論は児童サービス論の中の9番目の学校・学校図書館の

活動というのを根拠にして作らざるを得ない。読み替えをされる方はちゃんと司書区分の申請をしっかりとやった方がいい。そうしないと司書科目として認められない可能性もある。

堀川：あと、特論は1単位である。

質問：最初の質問に関してだが、学校図書館に関して管理職の理解が必要だということは大賛成である。理解してもらうために働きかけなくてはいけないということはある。だが、学校図書館の館長に校長をという文脈が、まずは学校図書館の館長ということ自体に、自分も違和感がある。校長の職務は学校教育法で、校務を掌り、所属職員を監督するとなっている。果たして職務のなかに学校図書館は入るのか。学校図書館の専門性との関係はどうなったということがある。



質疑応答の様子

それからPDCAサイクルについても、学校図書館の側ではPDCAサイクルは、えっという感じがあった。公共図書館でも大学図書館でも、もうすでに実施されているというけれども、公共図書館の方から、社会教育という分野でPDCAサイクルはふさわしいのかという議論はあるという話を聞いている。果たしてPDCAサイクルで良いのかという、その議論をしなければいけないのではないかと。代案を出すことはできないが、そのような視点は持っている必要があるのではないかと。

堀川：限られた時間の中で精いっぱいやったつもりではあるが、それでも完全なものできているわけではない。皆様の意見を次回には反映して、次にこれを改定するときに議論を重ねていただけたらと思う。これを作りましょうって言ってくださった機会を活かして、モノとしてガイドラインを作った。それをさらによくしていくのは次の段階ということにさ

せて欲しい。本当にこうやって指摘していただくのが大変ありがたい。そうした声を上げないと、学校図書館は動いていかないと思う。ぜひぜひお願いする。

今井：今日は私の大学でどうかという話をしたが、実は予想以上に提出物とか通さなければいけないセクションが多い。図書館司書の担当教員は教職課程の先生と話したことがないということもありうる。置きたいという大学は早めに動いたほうがよい。資格関係は文科省の教職認定のところは厳しいところが多い。予想だが、教員の資格審査などで大混乱になるところが出る可能性がある。早めに外堀は埋めたほうがよい。少しでもこういう立場に立つのであれば皆さんと共有させていただければありがたいと思う。

稲井：校長のリーダーシップやPDCA というのは、この10年の教育改革のなかで急に現場に降りてきた。確かに現職の先生方がとまどっているところもある。ただ、運用面で数値目標を挙げるとかではなく、しつけ、スキミングなど実質的に評価していく評価尺度を作る。校長先生もかなり温度差があるので、いい意味で捉える。仕組みが、こういう提言がまとまっているので、運用する側がそれをよりよく運用していくことが重要ではないか。そうしないと教育改革の一連の流れの中にいよいよ巻き込まれて、利用されてしまっても意味がない。

三浦：今日が、今後の学校司書を含めた学校図書館専門職の養成に、さらに良い養成につなげていくことを期待して終了したい。ありがとうございました。

(文責：川原)

2017 年度第 1 回研究集会及び 総会の案内(予定)

日時：2017年6月4日(日)

会場：日本図書館協会2階研修室

詳細は近日中にメールリストおよびホームページにてお知らせいたします。

閉会の挨拶

閉会の挨拶に代えて、申し上げたいことがあまして…

小田光宏(部会長)

本日のご議論、ありがとうございました。たいへん有意義な時間を持たたと認識しています。ただ、少しでも心配になったことがあります。また、議論では扱われなかったものの、今後考えるべき重要な事柄があるように感じました。それらについて、閉会の挨拶に代えて、指摘申し上げたいと存じます。

まず、心配になったのは、質疑応答で登場した「読替」に関するやりとりです。具体的には、学校司書モデルカリキュラムにおける「学校図書館サービス論」を、司書養成科目の「図書館サービス特論」で読み替えられるかというところです。多くの方の関心は、読み替えられるかどうかに集中していたように思います。しかし、そこに落とし穴があります。読み替えられるかどうかは、科目の内容に基づいて判断しなくてはならないということであり、科目名の問題ではないのです。すなわち、シラバスに記載されている内容が一致すれば読み替えられますし、そうでなければ、読み替えられないのです。



小田光宏氏

このことは、科目の開講年次を加味すれば、いっそう深刻になります。例えば、2017年度開講の「図書館サービス特論」は、「学校図書館サービス論」の内容を踏まえているの

で「読替」が可能としても、2016年以前のものとは不可能という状況が生じるわけです。各大学では、内容（シラバス）に基づいて、しくみを整える必要があります。

次に、議論で扱われていないものの、今後考えるべきこととして、学校司書モデルカリキュラムそのものは、どこが認定（オーソライズ）するかという問題があります。司書資格ならびに司書教諭資格は、省令によって定められています。すなわち、国家資格という認識ができます。しかし、学校司書モデルカリキュラムはそうではありません。もちろん、文部科学省が公表主体である以上、「準国家資格」として認識することはできますが、カリキュラムそのものは、いずれの機関も認定（オーソライズ）しません。

言い換えれば、学校司書モデルカリキュラムを開講する大学のしくみが妥当かどうかを、いずれかの機関が確認しなければならないこととなります。それは、どこでしょうか。私自身は、図書館情報学教育部会が、その役割を演じるべきであると確信しています。

さらに、履修証明プログラムについても一言。履修証明プログラムは、一般に大学における開講科目を、大学外の人々、つまり、社会人に開放するという趣旨のものでした。したがって、現職者（学校司書として職務に就いている者）への対応は、基本的に、履修証明プログラムで行うことになりました。各大学では、学生に「履修証明書」と呼ばれることの多い書類を発行してきたと思いますが、履修証明プログラムとは異なるものとなります。これについて、混乱しないようにして、議論を続ける必要があります。

今後、学校司書モデルカリキュラムの実施は、以上のことを踏まえて、慎重に進めていかなくてはなりません。2017年度になってからでは混乱が生じかねないと思い、今回の研究会集会で取り上げました。3名の先生方から、よい事例を示していただきました。今回の議論をベースに、可能であれば、学校図書館部会とも再度歩調を合わせて、継続して検討したいと思います。

ありがとうございました。

参加者の感想

モデルカリキュラムを活かす

篠原由美子
(松本大学)

学校司書が法制化され、養成のためのモデルカリキュラムが公表された。実際にこのカリキュラムを実施する場合にはどんなことに配慮する必要があるだろう、各大学はこのモデルカリキュラムに基づいてどのような対応をされるのだろう、こんなことを思っていたとき研究会の案内があった。

当日のプログラムは、この疑問の解消に役立つものだった。今井福司氏は、勤務されている大学の実情を率直に紹介しながら現在準備していることを具体的に語ってくれた。稲井達也氏は、初めて設定された科目の内容を例示された。また質疑応答の時間では司会の三浦太郎氏が多くの質問をスムーズにさばいて、効率よく進行された。お

かげで種々の不安を解消することができた。

とはいえ、実際にカリキュラムを実施するには難点が多い。学校司書は必置義務ではなく、正規の就職口は限られている。はたして大学当局は、このカリキュラムの実施を受け入れてくれるだろうか。実施できたとして、受講生はいるだろうか。図書館の資格としての汎用性を考えたら司書資格を併せて取得した方がよいが、そうすると学生の負担が増える。

では、このカリキュラムに意味がないのか。私は、そうは思わない。文部科学省の協力者会議で座長を務め、今回ご報告いただいた堀川照代氏は、「与えられた機会を活かす思いでとりくんだ」と言われた。私は、この言葉を大変重みのある発言として受けとめた。学校司書は、勤務の実態や実績があるにもかかわらず、国には長年事務処理をするだけの職として扱われてきた。歴史的な経緯を考えると、むしろ、ここまでよくたどり着いたものだという感慨がある。

堀川氏が言われるように、この機会を今後につなげていきたいと思う。学校司書の力量を上げて学校図書館の振興

を図ることが、大きな鍵になるだろう。養成や研修が重要になる。そのために今後も引き続き本部会で学校図書館の研究会が開かれることを期待している。

学校図書館の充実を担う！

長岡絵里佳
(鳥取短期大学)

学校司書のモデルカリキュラムについて学ぼうと参加したが、会場には予想以上の参加者があふれ、学校図書館への関心の高さと熱意が感じられた。

印象に残ったのは、次の3点である。まず、テーマの「学校図書館専門職員養成」である。堀川先生が何度も、「司書教諭についても見直したい」、「司書教諭の職務の明確化と養成・研修がいっそう重要な課題である」と述べられていたように、学校司書をきっかけとして学校図書館を支える「人」を考えることが重要である。学校図書館の重要性が増す中で、学校図書館の専門職について今こそしっかりと考え提言すべきときである。

しかし、2点目に気になるのは、協力者会議の経緯やモデルカリキュラムの開設過程で感じた、学校図書館をめぐる複雑で微妙な状況である。学校司書は資格ではなく、あいまいな位置づけである。そうならざるをえなかった状況、関係者間の意識共有、課題共有の難しさが、その背景には全国の学校図書館の状況の格差、地域や学校種ごとの違いなどがあることが感じられた。さらに、カリキュラムを大学・短大に設置するにあたって感じたのは、司書、司書教諭の養成に関わる教員の微妙な立ち位置である。学科

やゼミに関わらない資格課程や教養課程の所属では、大学内での調整を図るどころか、日常的な学内の連携が乏しく、影響力・発言力がなかったり、そもそも発言する権限もなかったりする。ひょっとして、こうした大学教員の立ち位置が、学校図書館の複雑な状況にも影響を与えているのではないだろうか。学校司書の養成には、教職課程との連携、教育委員会との連携、学校との連携が不可欠になるが、十分なコネがなかったりする。学校図書館をサポートすべき立場にいるのに孤立してはダメだと、自分自身を振り返ってみて強く感じた。学校図書館を充実させていくためには、各養成校・担当者が責任をもって、各方面に発言し働きかけ続けなくてはならない。

最後に重要な点は、学校図書館専門職員養成の中身である。学校現場の実情やニーズに見合う教育内容でなければカリキュラムの意味がない。しかし今、教育には色々な変化の波が押し寄せている。各地域や学校の実情に合わせるために、授業の内容にまで踏み込んで、教育委員会との協議や各学校との情報共有をすすめていく必要がある。そして、学校司書を契機として、司書教諭、学校図書館を考えるネットワークづくりにつなげていきたい。

振り返ってみると、私自身が学校図書館の充実を担う当事者だという自覚と責任を痛感した研究集会だった。一人で連携を進めると思うと心細いが、他大学でも頑張っていると思うと勇気がもてる。幸い、鳥取では県立図書館に学校図書館支援センターが設置され、「学校図書館活用ハンドブック」がつけられるなど、学校図書館への注目度が高まっている。地域の特性を活かし、学内外の連携をすすめ、学校図書館を推進する一助となれればと思う。

参加者のアンケートから

回収できたアンケート

37

質問1 部会員かどうか

図書館情報学教育部会会員	28
上記以外の日本図書館協会会員	5
日本図書館協会非会員	4

質問2 テーマの設定

適切だった	37
適切でなかった	0
どちらともいえない	0

質問3 分科会の内容

適切だった	35
適切でなかった	0
どちらともいえない	2

質問4 今回の分科会に関するご意見

- ・学校司書カリキュラムを作るかどうかを検討することになっており、大変タイムリーで勉強になりました。
- ・ちょうど開講を検討しようという時期だったため、ちょうどよいタイミングでモデルカリキュラムの背景、意図、実際に行うときの課題などが具体的に開けてよかった。各大学で状況が異なる様子も見えて自分のところでもがんばろうという勇気ももてたのもよかった。
- ・モデルカリキュラムが出たばかりなので、来年度もう一度同じようなテーマで集会を開催してもよいと思う。
- ・学校司書のモデルカリキュラムの科目を受講した証明の出し方は早めに全国的に統一したほうがよいと思った。混乱して迷惑するのは受講生だから。
- ・会社に所属する司書（指定管理者など）の研修を担当している者ですが、現在、学校司書派遣業務がかなり発生しています。現職の学校司書の教育についてガイドラインをもとにしたチェックリストなどが出てくると大変参考になります。現場は待たないなので。公立図書館勤務の司書に対しての研修メニューについてはかなり自信を持って取り組んでいます。学校司書の教育については手探り状態です。今後の情報に期待しています。
- ・学校図書館サービス論“対応”にした情報サービス論、情報サービス演習も分かるように（名前を変えておくとか）必要なのかなと思いました。
- ・学校図書館は教育実践と図書館・情報学の接点にある。大学の教員、研究者は必ずしも学校教育現場の実情に通じてい

るわけではないので、特に稲井先生の話は興味深かった。良い講師選定だったと思う。

・3名の発表者の先生方のバランスが良く、その後の質疑が活発になったと思います。司会の三浦先生が質問を取りまとめてくださったので、質疑の流れも分かりやすかったです。今後やるべき道筋が見えてきたので参加してよかったと思います。

・非常にタイムリーな内容でした。文科省の担当者の方がいらしていたのなら、お話を聞きたかったです。貴重な機会を設けていただきありがとうございました。

・とてもタイムリーだった。今後も情報の共有が必要なテーマだと思う。特にモデルカリキュラムは文科省がチェックしないので大学同士で相談する必要があるように思う。

・堀川氏の司書教諭の職務の明確化の必要性を強調されたのは大変印象深く伺えました。なぜ学校図書館を使った教育が必要なのかを明示しないと課程を設置する側の欲望でしかない。

・部会員で無いためこれまで参加したことはありませんでしたが、私事です勤務先の公立図書館において学校図書館支援事業と言い、実際に近隣の公立小・中学校に赴き学校図書館資料の授業への活用や整備支援など具体的にに関わる機会にいま直面しています。以上の点から、今回の集会は時機において適切であったばかりか、今後も現場の職員にとり必要とされるテーマと感じております。ありがとうございました。

・学校図書館専門職員とは、学校司書を意識したものか？専門性が必要な仕事とされながら制度として確立していかない中でのカリキュラムはやはり難しいことが同時にいろいろあると改めて実感しました。教育現場が大きく変化していく中で学校図書館は果たしてついていっているかという疑問もあります。たとえば情報メディアリテラシーは教育現場では周知のことで、学校全体であるいは各授業の中で取り組んでいることです。決して学校図書館だけがやっているものでも、進めていくものでもないはず。学校現場の中で学校図書館が教育活動の一環として開かれていくには、教育理念や教育目標についての深い理解が必要であると認識しています。現場にいる人間としてはやや消化不良でした。全体の印象として、学校図書館が公立図書館とは違う教育課程に寄与する場であること、教育の中の一つの機関であるという

視点があまり感じられなかったように感じられました。「学校図書館専門職員」とは何か再考したいです。いろいろ考える機会をいただきありがとうございました。

質問5 今後の活動に対するご意見

・学校司書の教育職員としての位置づけ、モデルカリキュラムの資格化、司書教諭科目内容の再検討への働きかけができる唯一の団体だと思いました。そのための実践の共有を今後お願いします。

・自分の大学内でのFDも難しいが、だからこそ司書課程、司書教諭課程、学校司書カリキュラムのFDが継続的にあるとうれしい。

・司書教諭と学校司書の連携協力などについても機会があれば集会のテーマとして取り上げていただきたいと思います。

・もう少し大学図書館関係のテーマを取り上げてください。

・生で堀川先生のお話を伺い色々な意味で納得しました。今井先生のリアルなお話もこれから学内で動き出す身としては非常に共感できました。貴重な機会を本当にありがとうございました。

・小～大学までを通した情報活用教育のあり方や実践共有の機会があってもよいのかなあとと思います。

・学校図書館が教育学の中で認知されていくような活動が必要ではないかと感じました。学校図書館が孤立してはいけません。

臨時活動部会総会議事録

日 時：2017年2月25日（土）16:10～16:40

場 所：日本図書館協会2階研修室

出席者：38名、委任状提出者25名 計63名

1. 会勢報告

2017年2月25日現在で図書館情報学教育部会員が199名、総会成立要件が20名の出席（委任状含む）であると報告ののち、出席者38名、委任状提出者25名、計63名が確認され、総会の成立が報告された。

2. 議長・議事録署名人の選出

間部豊氏を議長に、中道厚子氏を議事録署名人に選出した。

3. 議事

1) 第30期（2017～2018年度）日本図書館協会図書館情報学教育部会長の選考

選考手続に先立ち、小田光宏部会長より、配布資料の諸規定に基づき、総会での直接選挙による部会長選考につい

て説明があった。

その後、「図書館情報学教育部会長選考のための委員会」の村上泰子委員長から、本日までの経緯と選考の手順方法が説明された。

立候補0名、推薦1名のため、今回の選考は推薦のあった小田光宏氏の信任を問い、出席者の過半数において決することになった。委任状25通については、小田光宏氏2通、川原亜希世氏1通、ほか22通は議長を指名もしくは白紙のため議長委任とした。

開票の結果、63票すべてが信任であったため、第30期図書館情報学教育部会長は小田光宏氏に決定した。

2) その他

特になし

以上

第30期（2017-2018年度）部会長選考結果の報告

図書館情報学教育部会長選考のための委員会 委員長 村上 泰子

本年（2017年）2月25日の臨時部会総会において、第30期（2017-2018年度）の部会長として、小田光宏氏（青山学院大学）が選任されたことを、ここに報告する。選考は、「公益社団法人日本図書館協会図書館情報学教育部会規程」第7条（部会役員を選任）2項および、「図書館情報学教育部会長選考のための委員会要綱」（以下、「要綱」という。）に基づき、以下の通り実施された。

・2016年10月1日、「図書館情報学教育部会長選考のための委員会」を組織。

委員長 村上泰子

委員 今井福司, 笠井詠子, 瀬戸口誠, 原田智子

・『図書館雑誌』2016年11月号に、選考の公示「部会長選考について」を掲載。

・部会長被推薦者リストとして、部会所属個人会員の名簿（2016年10月31日現在）を作成。

・2016年11月20日、選考の公示（名簿を含む）を、幹事会より、『選挙公示』として、部会メーリングリストにて配信。

・2016年12月20日を締め切りとして、部会長立候補および推薦を、メール、FAX、郵送により受付。

・期間中に推薦1件を受付（12月20日付、メール）。立候補は0件。

被推薦者 小田光宏（青山学院大学）

推薦者 大谷康晴, 川原亜希世ほか（計8名）

・2016年12月23日、被推薦者に意思確認を行い、部会長候補者1名（小田光宏）を幹事会に報告。

・2017年1月23日、部会メーリングリストにて「部会長候補者について」（候補者名簿）を公表。

・2017年2月25日、臨時部会総会にて投票を実施。（議長：間部豊）

冒頭、部会長が今次の選考の概要について述べた後、委員長が、上記選考の過程と選考の具体的な方法について説明した。

「要綱」第6条に基づき、部会長の選任は、部会総会の出席者の過半数において決する。ただし、委任状提出者は出席者に含む。当日の総会出席者は38名、委任状提出者は25名（議長に委任するもの22名、小田光宏氏に委任するもの2名、川原亜希世氏に委任するもの1名）であった。

候補者1名のため、信任であれば○を記入する形の投票用紙を配布し、投票を実施した。その際、○以外の場合にはすべて不信任と判断する旨、周知した。委任状提出者の投票用紙については、被委任者の投票用紙に委任数分の投票用紙を綴じて渡し、最初の一枚のみに記入してもらうこととした。

配布後暫時において回収した投票用紙は、即時開票した。結果、有効投票数63票のうち、信任63票、不信任0票であった。

以上に基づき、小田光宏氏を第30期（2017-2018年度）部会長として選任した。

以上

編集担当 〒108-8345 東京都港区三田2-15-45 慶應義塾大学文学部 松本直樹
Tel. 03-5427-1928 E-mail : matsumoton@keio.jp